



島根県報

平成29年3月10日（金）

第2,884号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林（2件）	(森 林 整 備 課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	3
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
土砂災害警戒区域の指定の解除	(")	5

【公 告】

平成28年度島根県准看護師試験の合格者	(医 療 政 策 課)	5
平成28年度後期技能検定試験の合格者	(雇 用 政 策 課)	5

【選管公表】

政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表		8
------------------------	--	---

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		9
--------------------------	--	---

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則		10
------------------------	--	----

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	10
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(")	11

【正 誤】

平成29年2月28日付け島根県報第2,881号中	(選挙管理委員会)	11
--------------------------	-----------	----

告 示**島根県告示第98号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認 定期 間
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89番 1	平成29年 3月15日から 平成32年 3月14日まで
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848－ 2	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

島根県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
野城地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第100号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町市木3665－ 2、3674、3676－ 3、7652、8007－ 1、8007－ 4、8010、8022－ 1、8026－ 2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第101号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日貫366、367、3623－3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第102号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

五十猛加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社江津グリーンモール 代表取締役 野間 智 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ショッピングタウングリーンモール

(変更後) ゆめタウン江津

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社江津グリーンモール	島根県江津市嘉久志町2306番地30	南山 泰志

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社江津グリーンモール	島根県江津市嘉久志町2306番地30	野間 智

(4) 変更の年月日

平成29年1月4日

2 届出年月日

平成29年2月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課 (江津市江津町1525番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

上谷D、小田下A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成20年島根県告示第111号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

日浦B、三田地B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

平成28年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年 3月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

〈受験番号〉

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013
0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026
0027	0028	0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039
0040	0041	0042	0043	0044	0045	0046	0048	0049	0050	0051	0052	0053
0054	0055	0056	0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065	0066
0067	0068	0069	0070	0071	0072	0073	0074	0075	0077	0078	0079	0080
0081	0082	0083	0084	0085	0086	0087	0088	0089	0090	0091	0092	0095
0097	0099											

〈平成28年度島根県准看護師試験の合格基準について〉

問題全150問について1問1点とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。

総得点 90点以上／150点

平成28年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成29年 3月10日

特級技能検定

電気機器組立て

B0001

1級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 C0001

機械検査（機械検査作業）

A甲0001

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0003 B0001 C0001

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0011 B0001 B0002 C0001 C0002

C0003

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0002 C0001

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0010 B0003 B0005 B0007

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0001

建築大工（大工工事作業）

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0013 A甲0014 A甲0015

A甲0016 B0001 C0001 C0002

配管（建築配管作業）

A甲0004 A甲0014 A甲0016 A甲0017 A甲0018 B0001 B0002 C0002

型枠施工（型枠工事作業）

C0002 C0003 C0004

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

C0003 C0005 C0008

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 A甲0002

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

C0001 C0002 C0003

ガラス施工（ガラス工事作業）

B0001 C0001 C0002

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 C0001 C0003

金属材料試験（組織試験作業）

A甲0001 A甲0002

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 B0001 C0001 C0002

C 0003 C 0004 C 0005 C 0006 C 0007 C 0008 C 0009 C 0010 D 0001

単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

B 0001 B 0002 C 0001 C 0003 C 0004 C 0005

2級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005

機械加工（フライス盤作業）

D 0001

工場板金（機械板金作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0010 A 甲0011 B 0001

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

B 0001

機械検査（機械検査作業）

A 甲0012 C 0003 C 0004

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

C 0002

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A 甲0002 C 0003

縫製機械整備（縫製機械整備作業）

A 甲0001 A 甲0004

農業機械整備（農業機械整備作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 C 0004

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A 甲0004

菓子製造（和菓子製造作業）

A 甲0001

酒造（清酒製造作業）

A 甲0001 A 甲0002

建築大工（大工工事作業）

A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0012 B 0001 B 0005 B 0006 B 0007 B 0008

C 0002 C 0003

かわらぶき（かわらぶき作業）

A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007

配管（建築配管作業）

A 甲0003 A 甲0005 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0018 A 甲0019

A 甲0023 B 0004

型枠施工（型枠工事作業）

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0005 B 0001

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A 甲0003 A 甲0005 A 甲0008

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A 甲0002 A 甲0003

ガラス施工（ガラス工事作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 C 0001

金属材料試験（機械試験作業）

A 甲0001 A 甲0002

塗装（鋼橋塗装作業）

A 甲0001 D 0001

義肢・装具製作（義肢製作作業）

C 0001

義肢・装具製作（装具製作作業）

A 甲0001

3級技能検定

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 C 0001

機械検査（機械検査作業）

A 甲0002 A 甲0004 A 甲0006

建築大工（大工工事作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012

A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0021 A 甲0024 A 甲0025 A 甲0026 A 甲0027 A 甲0029 A 甲0031

A 甲0032 A 甲0033 A 甲0034 A 甲0035 A 甲0036 A 甲0037 A 甲0038 A 甲0039 B 0001 B 0002

B 0003

配管（建築配管作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 B 0001

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

A 甲0001

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県参議院選挙区第三支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成23年島根県選挙管理委員会公表第3号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年3月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党]の表自由民主党島根県参議院選挙区第三支部の項中「34,090,385」を「42,240,385」に、「19,429,092」を「27,579,092」に、「1,480,000」を「9,630,000」に、「17,590,000」を「25,740,000」に、

「	0	0	11,503,679	0	を	8,150,000	0	19,653,679	250,000	に改	」
---	---	---	------------	---	---	-----------	---	------------	---------	----	---

める。

[政党]の別表1中

「	和田晶夫	100,000	出雲市	を	」
「	和田晶夫	100,000	出雲市	に改める。	」
	青木一彦	8,150,000	出雲市		

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の3の表中

「	3種	71,700円	を	」
「	3種	71,700円	に改める。	」
	4種	62,700円		

別表第3の3の3の表中

「	3種	53,300円	を	」
「	3種	53,300円	に改める。	」
	4種	46,600円		

附 則

この規則は、平成29年3月22日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成29年3月10日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4の表警察の部科学捜査研究所の項中	「	所長	を	「	所長 管理官	」	に改める。
	」			」		」	

附 則

この細則は、平成29年3月22日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第3号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「家出人及び」を削る。

第14条第12号中「子どもの生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪」を「子ども及び女性を対象とする性的犯罪等」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 前2号に掲げるもののほか、行方不明、虐待その他人身の安全を確保する必要の認められる事案の対処に関すること。

第18条の2中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 取調べの高度化及び適正化を図るための指導、教養等に関すること。

第51条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項中「情報技術管理官」を「サイバー技術管理官」に改め、同条第3項中「情報技術管理官」を「サイバー技術管理官」に、「サイバー犯罪捜査」を「サイバーセキュリティ対策」に、「証拠解析等」を「証拠解析、民間事業者に対する指導等」に改める。

第54条の次に次の1条を加える。

(研究管理官)

第54条の2 研究所に、研究管理官を置く。

2 研究管理官は、警察官以外の職員をもって充てる。

3 研究管理官は、犯罪捜査に関連する鑑定及び検査並びに犯罪捜査についての科学的な研究及び実験の管理に関する事

務をつかさどる。

第61条第1項中「科」の次に「及び係」を加える。

附 則

この規則は、平成29年3月27日から施行する。ただし、第51条の2の改正規定及び第54条の次に1条を加える改正規定は、同月22日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

島根県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署出雲市駅前交番の項所管区の区域の欄中「、白枝町」を削る。

本則の表出雲警察署斐川交番の項の次に次のように加える。

出雲警察署出雲西交番	出雲市神門町	出雲市のうち白枝町、浜町、高松町、松寄下町、下横町、古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、神門町、平成町、西新町一丁目、西新町二丁目、西新町三丁目、西神西町、東神西町、神西沖町、大島町、神西新町、荒茅町、東園町、西園町、外園町、長浜町
------------	--------	--

本則の表出雲警察署高松駐在所の項から出雲警察署長浜駐在所の項までを削る。

附 則

この規則は、平成29年3月27日から施行する。

正 誤

平成29年2月28日付け島根県報第2,881号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から38	第32条の4	第32条の5
	上から40	第32条の4	第32条の5